

Title	五匁銀六十目通用令について：田沼時代の貨幣政策の一節
Sub Title	Some problems in the monetary policy under the Ministry of Tanuma (田沼)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.61(173)- 76(188)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

五匁銀六十目通用令について

—田沼時代の貨幣政策の一節—

中井信彦

一

近世日本の社会経済に関する研究が、戦後著しい発達をとげたことは、衆目の見るところである。しかし、それに關する抱括的な理解ということになると、研究者の間に著しい差異があり、一致した解釈を得るには程遠いのが現状である。それは、幕藩体制の名で呼ばれる近世の社会体制をもつて、封建制そのものであるとする見方と、それ自身「解体期封建制」であるという見方とが、提示されていることに、端的にあらわれている。

その時その時の研究段階で、自他の成果をふまえて概括を試みることは、有用であるばかりでなく必要である。個別の研究が、そうした仮説を検討するという形で、一般的課題に関連づけられることを容易にする。そして、そのようにして得られる個別研究の成果の累積が、さきの仮説を、或は確証し、或は修正するであろう。概括的な理解は、例えそれがどれほど論理的に組立てられているように見えたとしても、研究者にとつては常にこうした仮説としてのみ効果を持つのであって、教条的にうけとられるべきものではないし、仮説の構成者自身もまた、確証を得るために同等の努力

を、修正に注ぎ続けるべきであると思う。

個別農村の分析に始まつた戦後の近世社会経済史研究は、その後、地主制、藩政史、流通史を経て、土地所有の問題を核とする権力構造論とそれに基いた幕藩体制の段階論へと、学界の主題は目まぐるしいほどに移つてきた。その動向の速度は、戦前派の研究者の発言を容れる余地のないほどに早いものであつたが、研究の主題がこのよう順序をもつて変化してきたという経過には、それなりの理由があり、効果もあつたといえる。それは総合的理理解に達するために必要な諸側面を取上げることに外ならなかつたからである。しかし、一面からいえば、取上げられたそれぞれの側面について、充分の検討と成果とを実現する暇をかすことなく、関心を次の側面に移すという性急さを脱れることができなかつた。

そうした点を含めて、われわれは現在、真剣に反省しなければならない時期にきていると思われる。それは、多数の、特に精力的な若い研究者群によつて発表されてきた、おびただしい数の個別研究、およびそれらの裡から提示された数多い解釈や学説によつて、学界は果してどれだけの「蓄積」を得たであろうかという反省である。われわれは、ひとりひとりが個別研究や解釈を発表し、討議することに性急すぎて、研究者の共同財産となる「蓄積」とするための用意を、ないがしろにしてきてはいなかつたであろうか。

個別の研究を、共通の財産たる「蓄積」とするために必要な手続きは、何よりもまず概念の内容を検討し、統一することであると思われる。それは、概念の一般的規定を確立するという意味だけでなく、近世日本という個別歴史的な場における概念規定を固めることでもある。

例えば、幕藩体制を最もよく特徴づけているものが米納地代制であることは誰れも疑わないのであろうが、それをもつ

て直ちに生産物地代であると理解するとすれば、この理解はすでに一つの仮説であるといわなくてはならないし、この理解の上に立つて、年貢代金納の増加に関するデータによつて、生産物地代から貨幣地代への推移を説くとすれば、そこには仮説の上に更に一つの仮説が積み上げられているのである。なぜならば、そこでは、近世の日本において、米とは何であつたか、貨幣とは何であつたかという、基礎的な検討が欠けているからである。裏を返していえば、米にどれだけの貨幣的側面があり、貨幣にどれだけの商品的側面があつたかという形での設問が必要だということである。しかるに、このような設問に答えようとした業績として挙げることのできるものは、少くとも管見の限りにおいては、僅かに野村兼太郎博士が昭和一四年に発表された「徳川貨幣制度の本質」(「史学」第一七の三、のち「徳川封建社会の研究」所収)一篇があるにすぎない。財貨の価値の一般的尺度であると同時に、交換の一般的媒介であるという、貨幣の本来的機能に照して、貨幣的存在としての米・金・銀・錢・藩札を検討した同論文は、金銀が価値貯蔵の機能を有し、価値の尺度としては頗る不確定なものであり、単に一時的乃至地方的な価値の標準を示すにすぎないとし、これに對して、商品としての性質が殆んどなく、需要範囲も最も広かつたものとして錢を挙げている。

このような野村博士の見解が果して当を得てているかどうかを、論ずるのは別の機会に譲るとして、二十数年以前に提示された設問と回答とを、その後の学界がうけとめ、展開することを怠つてきいた責めは脱れられない。こうした基礎的な検討を素通りして、貨幣経済の発展を問題にし続けてきたのが実情である。

わたくしは、社会を構造的に理解するのに有効な手段として、社会的分業の体系を明らかにすることを挙げ、社会的分業が齎す現象面としての商品流通の問題を取り上げてきた。そのような視角は決してわたくし個人のものでなく、近時一般的にとられているところに外ならないが、流通史研究の主題を求めるにとすれば、それは価格構成のメカニックに

存するであろうことを、別の機会に指摘したことがある（「近世商品流通史研究の動向と展望」社会経済史学二七の四）。

東方学研究日本委員会の助成による近世物価史研究に携わつて、各地の物価資料の蒐集を試みながら痛感させられたのは、価格を表示する金、銀または錢のもつ意味であつた。野村博士が、かつて前掲の論稿において、物価研究の困難さを、貨幣が純化し切らない点に関連させて説かれたのに、思い当たり惑わずにいられなかつた。たしかに、集められた各地の物価は、諸商品の一時的、地方的な市場価値を示すにすぎず、長期的な物価の変動や、地域的な価格差を取上げるために、価値の尺度として用いられている貨幣の性格に対する検討を媒介することが必要な手続きである。われわれの物価史への関心が、市場関係を通して社会的分業の体系的変化を覚えることから出ている以上、その研究は一時的、局地的なものにとどまることができない。貨幣史に対する新たな検討の必要さを、改めて感んぜずにはいられないのである。いわんや、貨幣の問題を、避けて通ろうとする一般の風潮のもとでは、それが困難であることは明らかであります。それだけにお、それと取組む必要を痛感するのである。

本稿は、こうした問題意識を根底にして、幕藩体制内における重要な一転期である一八世紀後半、特にいわゆる田沼時代に行われた貨幣改鑄の経緯を調べたうちの一部である。田沼時代に実施された貨幣政策は、五匁銀・南鐸二朱銀・鉄錢・真鍮四文錢の発行など、多彩にわたつており、それらが相互に関連し合つてゐるばかりでなく、株仲間や諸座の設定、印旛沼・能登邑知鴻の干拓計画、蝦夷地（北海道）の開拓計画、さらにヨーロッパ造船技術の導入による外国貿易開始の計画にまでつらなる、雄大な経済政策の一環であつた。そして田沼政治の構想そのもの、また構想の生みだされた条件、およびそれを生みだした主体、さらにその結果を描こうとしつつ試みている仕事の一断片として、本稿を読んでいただきければ幸いである。

二

もともと徳川幕府の幣制には、本位制度が存在しなかつた。金銀銭の三貨は、品位と需給関係とに基いて貨幣取引商人が決定する比率によつて交換されていた。元禄十三年（一七〇〇）に、幕府は金一両銀六十匁替の公定比価を定めたけれども、それは幕府の財政収支に適用されたに過ぎず、流通市場では依然として貨幣相場によつて交換されていた。例えば、元禄改鑄で金の銀に対する比価が低落し、宝永元年（一七〇四）の大坂における相場は、金一両が銀四十五、六匁にすぎなかつたが、宝永三年に始まつた相次ぐ悪質銀貨の増鑄を経た正徳三年（一七一三）の同地では、金一両に銀八十四、五匁という数字を示しているほどである。

このような金銀比価の変動は、関東の金目建、関西の銀目建と呼ばれた商品の価格表示の仕方、およびその背景をなした関東の金遣い、関西の銀遣いという、主たる貨幣の地域的二元性と結びつくが故に、極めて大きな影響力を有したのである。因みに、金目建・銀目建とは、例えば米の価格を表わすのに、江戸では金一両に米何石何斗何升といい、大阪では米一石が銀何十何匁何分という表示をすることであるが、しかし必ずしもそのような原則が貫いていたわけではない。例えば京都で西陣の絹織物は金目建で表価され、江戸の呉服屋ではそれが銀目で表価されていたし、江戸の日雇人足賃は銀で表示されていた。このような場合でも、西陣の機屋が商人から現実に受取る貨幣は銀貨であり、江戸の消費者が呉服屋に仕払う貨幣は金貨であつた。従つて、西陣の機屋が一両で織物を商人に売つたとき、金銀相場が一両五十匁ならば、機屋は五十匁の銀を手に入れるにすぎないが、一両六十五匁の貨幣相場ならば、六十五匁の銀を得ることができる。

同様の影響が、江戸大阪間の取引に現われる。江戸の商人が大阪で商品を買入れるには、銀の安い時期が有利であり、大阪の商人が江戸へ売捌くには金の安い時期を有利とする。この関係は、地代として農民から取立てた米を、大津なり大阪なりで販売して貨幣を取得する幕府・大名にとつても、切実な利害として利用する。大津や大阪での米価は銀目であり、幕府・大名の江戸における支出は主として金で行なわれるから、現実に手に入る金貨の量は金銀相場によつて増減するからである。

このような広範な影響力をもつ金銀両貨の並立と相場による交換の制度とが、幕藩制下の貨幣経済のメカニックをなしていたのであつたが、これを根本的に変革しようと意図したところに、田沼期の貨幣政策の一貫したねらいがあり、その最初の着手が五匁銀の発行であつた。

五匁銀の発行について、幕府は明和二年（一七六五）九月付の全国法令をもつて、

「此度、文字銀同位を以、掛け目五匁に定り候銀、吹立被仰付候間、有来丁銀・小玉銀ニ取交、渡方請取方無滯可致通用候、」

と布告した。現行の元文銀と同品位の銀貨を、量目を五匁に一定して鑄造発行するから、量目不同の丁銀・小玉銀と共に通用せよというのであり、それは単に五匁という定量の小額銀貨の発行であるにすぎない。

しかし、五匁銀を発行しようとした幕府当局者の意図は、決してそのような簡単なものではなかつた。そのことは、五匁銀鑄造の実際に当つた銀座の役人が、その手録である「御用留便覽」（国会図書館所蔵）のなかに、次のように書き残していることによつて証拠づけられる。それは、五匁銀に関する触書公布に先立つこと三ヶ月、明和二年六月五日の記事で、その日、銀座年寄が勘定吟味役川井次郎兵衛（のちの勘定奉行川井越前守久敬）に呼ばれて、内密の相談をうけたと

いうのである。

「江戸表は、其方共存之通、銀不通用の場所、依之、不自由ニ有之故、我等工夫にて存付候は、元文銀の位の銀を以、例は金壱分代十五匁、是を三ツに割候心にて壱ツを五匁宛にいたし、其形丸く無之様、長角に角立候ても宜候、右壱ツニ銀五匁之代は銀五匁と極印打、尤印銀の心にて壱分を三つに割、右壱ツ五匁之代は錢四貫文相場にては三百三十二文に当り候、銀相場日々高下有之候得とも、右の通りのもの通用に為致候はゞ、江戸に限らず田舎筋も重宝なる品と存候て、右之銀通用に相成候様と、自然と相成候時は、天下之御益に候間、右之仕法、可相成哉否と被仰候」

この日の内談には、銀座年寄のほかに、銀貨を検量して極印を付することを職とした大黒常是の手代も同席したので、その際の模様は常是家の記録である「金銀吹替次第」（国会図書館所蔵）にも記載がある。即ち同書六・吹方之部のうち「五匁銀」の項にみえるこの日の記事は一層詳細を尽しており、出頭した名代長谷又右衛門、銀座年寄平野作左衛門と、吟味役川井次郎兵衛・勘定組頭吉川三郎左衛門との間に取交された問答が記述されている。諮問に対して、銀座の平野作左衛門が、「可相成儀ニ奉存候、銀相場日々高下之儀、此段も相考、可申上儀ニ御座候」と「心安く御請之口上」を申し上げたのに對し、常是名代長谷又右衛門は「是は只今迄、致し馴不申儀、そ忽には難申上」と即答を避けたあと、川井は諮問の意味を次のように説明しなおしているのが注目される。

「兎角、右好之通出来候哉、并、銀相場高下有之候得は、右五匁之品ニ錢之多少有之候得は、此儀ニ付、諸人之存付如何、宜様にいたし度ものニ候間、別て此考存寄之趣も書付、委細ニ可申上と被仰候、（中略）又被仰候は、江戸表及在国之田舎、上方辺ニても通用相成可申歟と、被仰候、作左衛門申上候は、出来之上、江戸其外田舎筋ニて通

用仕候得は、上方辺も同様ニ通用可仕儀と申上候、御両所被仰候は、何卒其通ニ相成候様ニ候得は、御趣意も相立、
公儀御益ニ候と存候ての儀ニ有之候、弥出来候得は、御灰吹は如何程にても差出、右之品出来有之様ニ可相成との
御口振ニ被仰候」

右に引用した銀座と大黒常是の記録によつて、五匁銀鑄造発行の発案者である勘定吟味役川井久敬の意図の在る所は、
ほど明瞭に示されているといつてよい。それは決して明和二年九月の法令が示しているような、小額定量銀貨の発行に
とどまるものではなく、特に銀目建の上方において、十二枚一両替、即ち銀六十匁金一両の公定比価を実現することを
目指したものであつたことが知られるのである。初めの法令は、本来の意図を祕して出されたものに外ならなかつた。

しかも、この法令發布の翌月である明和二年十月の「金銀吹替次第」には、さらに次のようない記載を見るのである。

十月六日、外御用ニ付、川井助右衛門御殿ニ罷出候序、吉川三郎右衛門殿・松本十郎兵衛殿御両人、御廊下え御出、
三郎右衛門殿助右衛門へ被仰渡候は、是迄通用之文字丁銀小玉銀共ニ、悉掛目相糾し候て、目方之極印打候儀は相
成候哉、若又不相成筋も候ハゞ、御尋之趣相当可致儀相考、明日可申上旨被仰渡候」

現行の銀貨の大部分を占める文字銀（元文改鑄の銀貨）を、丁銀・小玉銀の別なく、すべて一個ずつ評量し、目方を表記
することができるかどうか、若しそれが不可能であるなら、その目的にかなう代案を考慮せよと、大黒常是に命じてい
るのである。それは新鑄の五匁銀のみならず、全銀貨に量目を表示して、六十匁一両替を一挙に全面的に実現しようと
するものに外ならない。さきの、五匁銀の鑄造計画に際して、灰吹銀（鑄造原料である銀塊）は無制限に供給する口吻
をもらしたという記事と結び合せるとき、当局者の強い意向が、充分に窺われるといつてよい。

通用中の全銀貨を評量して、個々の量目を表記しようという着想は、技術的に不可能であり、今後の鑄造分だけにつ

いて考へても困難だとする常是の答申によつて、実現を見ることなく終つたが、それから一年半後に、五匁銀の六十匁替通用の挙に乗出したのであつた。

江戸の本両替屋仲間の記録のうちにある、「五匁銀六拾目替通用御尋一件留」（原本無題、三井文庫所蔵）によると、江戸の本両替屋が町年寄のもとに呼出されて、五匁銀の六十匁一両替について次の諮問をうけたのは、明和四年三月のことである。

五匁銀之儀、丁銀小玉銀同様に通用致候処、以来右五匁銀之儀、銀相場に不相拘、金壱両ニ六拾目替之積を以、金壱歩ニ五匁銀三枚、壱両ニ五匁銀拾弐枚之積りを以通用し、諸拝等取引致候ハヽ格別弁利宜可有之、右之通差支ハ有之間敷候得共、若掛目等之儀ニ付、両替致候節、損徳も有之、迷惑之筋も可有之哉、且両替致候節、歩判両替同様ニ切賃と申儀も可有之筋ニ候哉、疾と相糺、御返答可申上候」

銀相場と無関係に、六十匁一両替で計算すれば商取引に便利な筈であるといい、たゞその際、評量の関係で両替屋に損徳が生じて迷惑する可能性があるか、また小判を歩判と両替する時のように、五匁銀を金貨と両替する際に切賃を要するかどうか、この二点を答申せよといつてゐるのである。

一方、幕府側の記録を見ると、「御勝手方御用留」（内閣文庫所蔵）によれば、両替屋への諮問に先立つて、同じ四年三月に、十二枚一両替通用が、五匁銀一個につき四分までの軽重を認めることと共に、御用部屋から勘定奉行に既に指令されているのである。

御勘定奉行え

五匁銀之儀、吹減雜用多相掛リ候ニ付、吹減諸雜用御入用ニ相立候様致し度旨、銀座年寄相願候得共、銀壱枚ニ付

銀四匁充之輕重無構候ハヽ、歩一被下銀ニテ相済可申由ニ候間、以来右之趣ニテ吹方可被申付、且又右五匁銀、以來銀相場ニ不抱、金壱分ニ銀三枚、金壱両ニ付銀拾枚之積り、渡方請取方無滯通用可致旨、一統可相触、諸拵之節、右之割合を以、金子ニ取替追々相渡候様可被致候、

この指令に關する説明記事によると、六十目通用案は、やはり吟味役川井次郎兵衛の提案であつて、指令の出る前に、勘定奉行支配の為替方と町奉行支配の両替屋に、それぞれ諮詢したところ、「御金蔵相渡、弥無滯引替候得は差支無之儀存候間、其上ニテ吹方被仰付可然哉之旨」、即ち、幕府が財政支拵の際に実施してみて、無難に通用するようであれば差支えないのだと、答申している。これに対する川井の意見は、両替屋らに現実の利害があるなら、御金蔵に引替を求めるに来る筈であり、また一般の通用がうまく実現するかどうかは実施してみなければ判らないというにあり、勘定所もこの見解を支持して、御用部屋に伺書を出し、裁決を得たのである。

勘定所は、御用部屋からの上掲の指令に従つて、発布すべき法令の案文を作成し、再び御用部屋に伺出た。慎重を期した御用部屋が「町方差支も無之哉、一ト通り相尋候様被仰出」れたので、町奉行から町年寄を経て、再度の両替屋への諮詢となつた。さきに引用した本両替屋の記録は、この時から記載し始めているのである。

江戸の両替商は、川井の六十目通用説を、最後まで納得しなかつた。両替商の言分は、五匁銀が両替商の手許に滞留して、業務に差支えるという論点に集められていた。例えば、現在の江戸の銀相場は六四匁一両である。従つて、ここに五匁銀を六貫目所持している者があると仮定する。彼は両替屋でそれを、金貨百両に替え、さらにその金貨を丁銀に替えれば六貫四百目を得ることができる。両替商は六貫四百目の丁銀を手離して、六貫目の五匁銀を残すことになる。また別な角度からも例示される。江戸の商人が、地方へ仕入商品の代金を仕払う場合、五匁銀を使用すると運賃がかさ

むので、小判を使用するであろう。その商人は売払代金として得た五匁銀を両替屋のもとで小判に引替えるから、この場合も両替屋の手許から金貨が消えて五匁銀が残ることになる。

川井次郎兵衛の、五匁銀六十匁替が為替相場に与える影響如何という問を出したのに對しても、両替商は問題をずらして次のように答えている。大名の江戸への為替送金は、大阪商人の振出す江戸商人宛の下為替（代金取立為替）によつて行われる。その際、江戸商人は両替屋に對して五匁銀で支払うであろう。一方、大名屋敷は金貨を求めるであろう。従つて、この場合にも、両替屋の手に五匁銀が集り、金貨が出ることになると。要するに、「私共儀、少々之小判を元手に仕、銀子・大判・歩判等日々売買仕、右売上買上之徳用を以、渡世仕候」という立前から、商売の元手である小判が五匁銀に代つてしまふのは、「渡世之差障」になるというのが、江戸両替商の一貫した論理であつた。

「御勝手方御用留」によると、このような両替商の答申は川井次郎兵衛にとつて、「世上五匁銀充满仕、莫大之金子、少分之金子共、無差別、五匁銀第一に通用仕候節之姿ニテ、障申立候書面故、當時之評論には一向相当不仕候」と見られ、「彼是申立候得共、差支も不相聞候間、先達て伺相済候通、申渡之触書も可差出哉、又は先見合候方ニモ可有之哉」と、御用部屋に伺出たのであつた。しかし、御用部屋はなお決断を下さず、「猶又次郎兵衛より両替屋共之方、得と相候様」と命じた。

こうして、四月以来中断していた両替商と川井との答問が、十月から再開された。この再諮問に際して、川井はさきに両替屋が申立てた銀相場六四匁の現状では、四匁の差益を得るために五匁銀が金貨及び丁銀に引替えられるという論点に關連させて、

「銀相場ハ日々相立候ニ付、六拾日より内へ入候時も有之候、左候ハゞ金より銀之方可宜候、其方共、高何程位候

五匁銀六十目通用令について

積りニて相談致候哉、兎角其方共ハ員数多ク出候様心得罷在候様見ヘ申候、」

といつてはいる。銀の金に対する比価が高くなれば、一両六〇匁替制は、五匁銀への交換を有利にするであろうと指摘し、同時に、その比価の動きは、五匁銀の発行量と関係があることをみてはいるのである。

さうに、五匁銀が隔地間取引の代金仕扱に不便であるが故に、流通性に乏しいという両替商の申立に對しては「國ニより、紙ニ判を押、はかきと申、專通用之所も有之候、此儀は正銀ヲ以致候事故、猶以通用宜、格別之事ニ候」

と反駁している。紙に判を捺した紙札すら流通している現状からみて、流通銀と同質の五匁銀が流通性に乏しいとは考えられないというのである。

川井次郎兵衛の再諮問は、五匁銀が鑄造に技術的制約があるため、年間五万枚、二十年継続として金に換算すれば八万両余を発行し得るにすぎず、例え差当り銀相場が六十匁以下の状態にあるとしても、両替商が金貨・丁銀に差支えることはあり得ないという技術的な説明によつて、両替商を説得しようとする調子が正面にでている。

それでもなお両替屋は、五匁銀のみが手元に残ることを恐れて、最後まで納得しなかつた。本両替屋仲間側の記録では、最後の答申を提出したのが十一月二日のことで、五匁銀の数量に拘わらず、六十日替通用は業務に差支える旨を申立てたところ、「無滞御聞済ニて相済申候、最初より之様子ニて仲間一統心遣ひニ候所、早速御聞届能、皆々案堵いたし候事」と記るされており、同日、無事終了の「御礼として、神田明神様え御神樂差上」げた上、同月七日に一件に要した費用の分担を計算して記録を結んでいる。

しかし、これは両替屋仲間の見込違いであつた。即ち、幕府側の記録によれば、そのような両替商の答申は「両替屋

ニ五匁銀多相残、迷惑可仕と存込候趣ニテ、此上何程申聞せ候共、通用弁理之訳得心可仕様子ニ無之」という形でうけとられたのであり、川井次郎兵衛の意見によつて、五匁銀が両替屋に留まつて金貨に差支えるような事態を生じた際は、御為替方を勤める両替屋を通して、金蔵で金貨に引換える保障を与えることを条件に、十二枚一両替の実施に踏切りたいと、御用部屋に伺出、裁可を得るに至つたのであつた。

このような経過を経て、同年十二月に、

「文字銀同位を以、掛目五匁に定リ候銀吹立被仰付候間、有來丁銀小玉銀ニ取交、可致通用旨、去々酉年相触候得共、以来、右五匁銀之儀は、銀相場に不拘、金壹両ニ六拾匁替之積を以、金壹分ニ銀三枚、金壹両ニ銀拾弐枚之積、渡方請取方無滯可致通用候、」

との全国法令が発布された。そして、同時に為替方に対しては勘定所から、両替商に対しては町奉行所から、「若両替屋共方ニ五匁銀多相集、金子ニ差支候儀も有之候節は、為替相勤候両替屋共より御藏え相納、金子ニ引替候」旨が布達された。

三

右に記したような経緯をもつて実施された五匁銀六十日替通用令の意義を、大きく取上げたものに、内藤耻叟の「徳川時代貨幣史」がある。耻叟は、これをもつて「通貨ノ紊乱」であるといい、

「此時ニ至リ、始メテ銀ヲ以テ金ト同ジク其価格ヲ定メタリ。大凡、徳川氏通貨ノ制ハ、金銀トモニ小判ノ量目（一枚四匁七分六厘）ヲ本トシ、即、本位ナリ。是ニヨリテ銀ノ相場ヲ定メ、錢ノ直段トモ權衡シタル物ナレバ、銀ト

銅トニハ定位ハナカリシナリ。然ルニ此時ヨリ、銀ニ五匁トイヘル定価アリテ、コノ十二枚ヲ以テ金壱両ニ換ル事トセシカバ、始メテ両。本位。ト。ナ。リ。ン。姿。也。左スレバ、金ノ本位ノ權ハナクシテ、銀十二枚ヲ以テ、金壱両ヲ得ル事ト定マリシ故、祖宗以来通貨ノ定制ハ、此時ニ至リテ破レタリト云フベシ。」

と述べている。江戸時代の幣制を金本位制であつたという耻叟の見解は、それ自身誤りであると同時に、直実に近い側面を含んでいると、わたくしは思う。江戸幕府の「祖宗」には本位制度の概念そのものが存在しなかつた。銀貨が金貨の補助貨幣であつたという事実は全く認められない。その意味では耻叟の解釈は取るに足らない。しかし、甲州武田氏の制を襲つて、表記貨幣としての金貨を鋳造し、これを全国貨幣として発行したのは、明らかに徳川幕府の「祖法」であつた。それは、江戸幕府の貨幣であつた。幕府はこの金貨をもつて、江戸における諸商品の一般的等価物としたのであつた。

この祖法が実施された当時、経済の中心は上方にあり、そこで的一般的等価物は、評量貨幣である諸極印銀であつた。幕府は、それらの諸極印銀を、大黒常是の極印銀に单一化することによつて幕府の貨幣としたと同時に、それをもつて上方における等価物としての機能を持続させた。

徳川幕府の権力がつくりだした江戸を中心とする金の経済（金目建）と、幕府権力が掌握した京・大阪を中心とする銀の経済（銀目建）との並存こそが、全國領主としての將軍権力の経済構造の「祖法」であつたと思う。

この前提にして誤りないとするならば、當時金一両に対して六十四匁の価値をもつていた銀に、六十匁の信用価値を供与しようとした、五匁銀六十目通用令の意味するところは、銀貨の金貨への従属、いいかえれば、金の経済による銀の経済の統合にあると解釈されるべきではないであろうか。

五匁銀六十目通用令のあと、田沼政権が引続いて行つた南鐸二朱銀の铸造發行の意図も、同じ線上にあるといえると思う。それは、銀をもつて金貨を造つたのであり、特にこれを関西以西に流通せしめようとしたものであつた。

五匁銀、南鐸二朱銀のみならず、鉄錢・真鑑錢の發行も、みな川井次郎兵衛を中心とする勘定所吏僚の立案になるものであつた。さきに紹介した五匁銀に關する銀座・常是及び江戸両替商との接衝の経過をみると、彼らの有していた貨幣並に為替相場に關する智識が、意外に進んだものであつたことが窺われる。彼らの殆んどの者は、御勘定・御勘定組頭を経て吟味役・奉行に昇任した生糸の財政・民政の実務家たちであつた。そして、田沼意次が幕政に参画し始めた宝暦初年以來、幕府機構はその官僚制度を著しく整備してもいる。放漫・腐敗の悪評に覆われた田沼政治は、全く別個な視角から再検討されるべきものであり、その「公儀御益」の求め方にも一貫した政策があることを見落してはならない。貨幣政策もまた、そのような実務官僚によつて遂行された一貫性をもつ經濟政策の一部をなしていたのである。五匁銀および南鐸二朱銀の發行に先立つて、諸藩の藩札に対する政策を打出し、さらに宝暦十三年以降、清商およびオランダ商館の手を経て七万八百貫目に近い銀塊を輸入している事実は、目標を据えた上で政策が積み重ねられていたことを端的に示している。この銀塊輸入に關する内田銀蔵博士の論文「徳川時代特に其の中世以後に於ける外國金銀の輸入」(日本經濟史の研究上巻所収)は、金銀流出の問題の影にかくれて顧みるもののなかつた田沼期の金銀輸入を、その見返り商品としての海產物「俵物」の生産奨励と関連づけて取上げた研究であつて、御定額貿易の枠外で特約された金銀輸入の実態を明らかにした、まさに「蓄積」の名に倣いする業績である。この特約貿易によつて輸入されたものの圧倒的部 分は銀であり、それが南鐸二朱銀の铸造發行のための原料となつたことは、銀座および大黒家の記録に詳かである。

終局的には海外市場の開拓——鎖国政策の放棄——にまで想到した田沼時代の經濟政策は、それを生みだし、結果と

して流產に終らせた諸条件のなかで、解明されるべき課題であり、時期を同じくして始まる諸藩の藩政改革も、それらの諸条件と幕府財政の動きとの関連において理解されるべきものであると思う。本稿はそのうちの、ほんの一小部分に光りを当ててみようとしたにすぎない。

(一九六三・五・二九)